

福島原発事故

東電元会長ら強制起訴

業過致死傷罪 「津波対策怠る」

東京電力福島第1原発事故で、勝俣恒久元会長(75)ら旧東電経営陣3人が大津波対策を怠ったとして、検察官の指定弁護士は29日、検察審査会の議決に基づき、業務上過失致死傷罪で東京地裁に在宅のまま強制起訴した。

(2・31面に関連記事)



武藤栄元副社長



武黒一郎元副社長



勝俣恒久元会長



記者会見する「福島原発告訴団」の武藤類子団長(右)、河合弁護士
＝29日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ

未曾有の事故をめぐる、証拠や争点の整理に相当な時間を要するとみられ、裁判の長期化は必至だ。原発事業者に課せられた注意義務の範囲をどう判断するかが焦点。3人は無罪を主張する見通しで、事故の真相解明がどこまで進むかに注目が集まる。

強制起訴は制度開始の2009年以降、9件目(計13人)。過去最多の5人の指定弁護士が公判を担当する。ほかに起訴されたのは、いずれも東電の原子力・立地本部長を務めた武黒一郎元副社長(69)と武藤栄元副

【解説】福島第1原発事故で29日に強制起訴された元東京電力会長の刑事裁判は、いったん事故を起こせば、将来にわたって甚大な被害をもたらす原発事業者が負うべき注意義務の範囲を、どう考えるかが大きな焦点になる。

東電は2008年、襲来する津波の高さは最大15・7メートルと試算。だが元会長らを不起訴とした東京地検は、試算の根拠となったデータ自体の信頼度が高くなかったことから「大津波の予測は難しかった」と

判断した。一方、市民で構成する検察審査会はまだ「原発事業者は万が一の場合にも備え、高い注意義務を負っている」と強調。そうである以上は「信頼度がどうである、一定の可能性を示すデータは無視することはできず、大津波を具体的に予測できた」と結論付けた。

注意義務の範囲 焦点

社長(65)。3人の起訴状では、大津波による事故を予測できたのに「未然に防止すべき注意義務を怠って原発の運転を継続した」と指摘。11年3月11日に東日本大震災が

発生、原子炉建屋の水素爆発で自衛官ら13人にけがを負わせ、長時間の搬送などを伴う避難で福島県大熊町の双葉病院の入院患者44人を死亡させたとしている。東京地検は捜査で東電な

どから膨大な資料を集めたが、「大津波の予測は困難だった」として2度、勝俣元会長らを不起訴処分にした。東京第5検察審査会は昨年7月、原発事業者は万が一に備えた注意義務を負うとして「起訴すべきだ」と議決した。

強制起訴 検察が起訴を見送った事件でも、検察審査会の議決に基づき刑事裁判を開く制度。裁判員制度とともに2009年5月に導入された。被害者の申し立てを受け、くじで選ばれた市民11人が事件を審査し、8人以上の多数決で「起訴相当」と議決すると検察が再捜査する。検察が判断を覆さなくても、検審が再び8人以上の多数決で「起訴すべきだ」と議決すれば、裁判所が指定した検察官の弁護士が起訴し公判を担当する。

福島原発告訴団の河合弘之弁護士は「不起訴に屈していたら、(事故の)問題は闇に葬られていた」と強制起訴の意義を述べた。東電は「当社の元役員が強制起訴されたとの報道は承知しているが、刑事訴訟に関わるのでコメントは差し控える」としている。

職業の現場を必要以上に萎縮させ、結果的に利用者も不利益を被ることになるとの考え方だ。法律専門家の間では、元会長らの有罪立証は極めて困難との見方が強い。ただ、医療現場などにリスクがつきまとうことはサービスを受ける側も経験的に知っているが、原発は国や東電も安全だと繰り返し強調し、多くの周辺住民が事故は起きないと信じていた。求められる責任を同じ基準で考えていいのか、議論を尽くす必要がある。